

第1回(平成28年8月8日)審議会における意見・提案書の集約結果一覧

◆市民の役割	継続	拡充	新規	「目標値を達成するための方策」 に対する意見・提案	今後の方針	方向性	方策名	素案 該当ページ
1 過剰包装の拒否	○					継続	① 過剰包装の防止	57
2 マイバッグの利用	○					拡充	① マイバッグの利用	55
3 マイ食器、マイボトル の利用			◎	①マイおはし、マイボトルは出来るがマイ食器は。	ピクニック、バーベキュー、運動会等において、マイおはしに加え、マイ食器を使用することで、さらなる二酸化炭素の削減が期待できると考えます。	新規	① マイ食器、マイボトルの利用	53
				②デジゾット食器の利用もとり入れては。	デジゾット食器の利用は、「リユース食器」に関連する事項のため、【継続】「③リユース活動の実施」の中で、今後研究します。	継続	③ リユース活動の実施	57
4 製品の長期間使用	○			・「無駄な物を購入しない」を文章に加える。	「無駄な物を購入しない」ことは、発生抑制(リデュース)につながる大切な取組の一つです。ご提案のとおり、【継続】「⑤食材や日用品の最後まででの使い切り」の中で推進していきます。	継続	⑤ 食材や日用品の最後まででの使い切り	58
5 リユース活動の実施	○					継続	③ リユース活動の実施	57
6 グリーン購入対象製品の優先購入	○			・グリーン購入対象製品の市民への周知を、また、市民は対象製品を知り利用する。	本方針は、グリーン購入対象製品に限らず、環境に配慮した製品等の優先購入を推進するため、【継続】「④環境に配慮した製品等の購入」の中で、具体的な製品等を紹介する等、広く市民に周知できるよう工夫します。	継続	④ 環境に配慮した製品等の購入	58
7 リターナブル容器製品の購入	○					継続	④ 環境に配慮した製品等の購入	58
8 食材や日用品の最後まででの使い切り	○					継続	⑤ 食材や日用品の最後まででの使い切り	58
9 生ごみ堆肥化容器の活用	○					継続	⑥ 生ごみ堆肥化容器の活用	58
10 生ごみの水切り	○					継続	⑦ 生ごみの水切り	59
11 12分別の徹底	○			・ワンルームマンション建設時より、業者と提携して分別を徹底させる。	本市に転入される方には、転入手続時、家庭ごみハンドブックを交付し、12分別等、本市のごみ処理に関する事項の周知を実施しており、今後も引き続き周知・啓発を行います。	継続	⑧ 12分別の徹底	59
12 再生資源集団回収活動への参加		◎				拡充	② 再生資源集団回収活動の推進	55
13 その他				・ごみを出さない意識の向上	本計画に基づく施策を市民・事業者の方に広く周知すべく啓発方法等工夫します。	拡充	⑤ ごみ処理に関する情報の提供	56
				・食品ロス(※)への対応は。 (※)まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。	食品ロスが発生しないよう【継続】「⑤食材や日用品の最後まででの使い切り」、食品ロスが発生した場合は「⑥生ごみ堆肥化容器の活用」、「⑦生ごみの水切り」による減量化を推進していきます。	継続	⑤ 食材や日用品の最後まででの使い切り	58
				・方策の項目について細分化しすぎているのでは。	ご意見のとおり、本計画における方策は市民・事業者の方に広く周知いただけるよう記載方法を工夫します。	—	—	—

◆事業者の役割	継続	拡充	新規	「目標値を達成するための方策」 に対する意見・提案	今後の方針	方向性	方策名	素案 該当ページ
1 「スリム・リサイクル宣言の店」の登録		◎		・市民にわかってもらえるようにする。	「スリム・リサイクル宣言の店」の登録が少ない(28年3月末現在、44店舗)ため、ご提案のとおり、市民への周知や登録数の増加を図るべく事業者への働きかけを行います。	拡充	③ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	55
2 環境負荷の少ない製品の設計やサービスの実施	○			・マイ箸・マイボトル持参なら安くする飲食店を増やす。	持続可能な循環型社会形成のため、各個人のごみの減量化・再資源化の行動について、何らかのインセンティブを付与することにより誘導するのではなく、自発的に取り組めるよう意識の向上を図るべく今後も啓発を行います。	拡充	⑤ ごみ処理に関する情報の提供	56
3 マイバッグ持参運動への協力(レジ袋削減)		◎		①レジ袋の削減を強力に押し進めること(レジ袋を安易に渡すと買い物量が増える) ②きっちりとずずめていく。	市民アンケートにおいても約75%の市民が実施しているとの結果になっています。ご提案のとおり、今後も本方針を拡充し、より一層のごみの減量化を目指します。	拡充	① マイバッグの利用	55
4 グリーン購入対象製品の積極的販売	○			①市民への周知を ②ポイント制の導入	◆ 市民の役割 No.6記載のとおり ◆ 事業者の役割 No.2記載のとおり	継続 拡充	④ 環境に配慮した製品等の購入 ⑤ ごみ処理に関する情報の提供	58 56
5 事業活動におけるグリーン購入対象製品の導入	○					継続	④ 環境に配慮した製品等の購入	58
6 排出事業者責任の徹底			◎	①違反者は罰金制度などペナルティを科すことを考える。	事業系ごみの展開検査を実施し、検査の結果、不適切なごみが混入していた場合は違反者の特定を行い指導を行います。罰金制度等については、本施策の効果検証を行い、他自治体の状況も踏まえ、今後研究します。	拡充	④ ごみの展開検査の実施	54
				②ごみハンドブックの遵守	【新規】「事業系ごみハンドブックの発行」により適正なごみ処理の啓発を行います。	新規	② 「事業系ごみハンドブック」の発行	54
その他				・期限切れ食品の利用法が考えられないか。	事業者には食品リサイクル法に準じて、引き続き食品廃棄物の減量を推進して頂きます。また、市民には◆ 市民の役割 No.13記載のとおりと同様の施策を推進します。	継続	⑤ 食材や日用品の最後まででの使い切り	58

第1回(平成28年8月8日)審議会における意見・提案書の集約結果一覧

◆市(行政)の役割	継続	拡充	新規	「目標値を達成するための方策」 に対する意見・提案	今後の方針	方向性	方策名	素案 該当ページ
1 広報紙等による施策の周知		◎		①親しみやすいキャラクターを考案し、方策の周知方法を工夫する。 ②紙面に限りがあるので、いかに工夫ができるかでしょうか。	ご提案のとおり、施策の周知・啓発方法の改善は必須と考えているため、今後研究していきます。	拡充	⑤ごみ処理に関する情報の提供	56
2 学習機会の確保や情報の提供	○			・ごみ処理費用を市民に詳細に知らせる。(燃やせるごみ、燃やさないごみ、リサイクル等の費用)	ご提案のとおり、施策の周知・啓発の一環としてごみ排出量や処理費用等の情報提供を行います。	拡充	⑤ごみ処理に関する情報の提供	56
3 施設見学会の実施	○					継続	⑩環境学習の実施	60
4 グリーン購入促進の啓発	○					継続	④環境に配慮した製品等の購入	58
5 「家庭ごみハンドブック」の発行	○					拡充	⑥「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行	56
6 「事業系ごみハンドブック」の発行			◎			新規	②「事業系ごみハンドブック」の発行	54
7 ごみ出しマナー等の啓発	○			・神戸市のごみキャラクターワケトンのような、市民に親しみやすいキャラクターを考案する。	◆市(行政)の役割 No.1記載のとおり	拡充	⑤ごみ処理に関する情報の提供	56
8 フリーマーケットの実施		◎				継続	③リユース活動の実施	57
9 リユース事業の実施		◎				継続	③リユース活動の実施	57
10 ポスター展の開催	○			・消費者協会がなくなったがどのようなキャンペーンを行っているのか？	環境問題に関するテーマで、小学生・中学生によるポスター展を実施しています。	継続	⑪ポスター展の開催	60
11 マイバッグキャンペーンの実施	○			・消費者協会が無くなったが、どのようなキャンペーンを行っているのか。	広報紙等に加え、フリーマーケットや大型店舗等でのアンケートやチラシ配布による周知を行っています。	拡充	①マイバッグの利用	55
12 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定			◎	①マイ箸など環境にやさしい店にステッカーなど渡す。 ②市(行政)が協力店を依頼する。	現状、「スリム・リサイクル宣言の店」に対してステッカーを配布していますが、市民に周知されていないと考えられるため、周知を工夫します。 現在、登録店舗は市内の44店舗(平成28年3月末現在)のみとなっていますが、今後も各店舗に協力の要請を行います。	拡充	③「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	55
13 再生資源集団回収活動への助成	○			①キロあたりの金額をアップし、市民へ自治会回収への利用を促進する。 ②市から助成があることをアピールする。市(行政)から自治会などに協力(掲示板・会報誌)を呼びかける。	再生資源集団回収活動の推進は本計画の重要施策と考えており、報奨金の改定ではなく、再生資源集団回収活動の対象基準緩和により集団回収活動の拡大を図ります。(キロあたりの金額アップは、同じ量とした場合、報奨金だけが多くなり、再生資源化量のアップにはつながらないと考えます。) 広報紙等による周知に加え、地域住民団体等への協力依頼により拡大を図ります。	拡充	②再生資源集団回収活動の推進	55
14 再生資源集団回収活動の対象基準緩和		◎				拡充	②再生資源集団回収活動の推進	55
15 持ち去り防止バトロールの実施	○					継続	⑫持ち去り防止バトロールの実施	60
16 イベント時におけるリユース食器の啓発	○			・地域における防災訓練等の際のたき出しの食器について啓発。実施委員会への指導、来場者への啓発。	イベント時におけるチラシ等による情報提供等周知方法を研究します。	継続	③リユース活動の実施	57
17 公共施設への小型家電、乾電池等回収ボックスの設置			◎	①屋根のあるごみステーションには、乾電池入れを常設。 ②公共施設だけでなく、スーパーなどにも設置しては？	家庭ごみステーションへのごみ出しは、収集日当日の排出としており、防犯上の問題もあることから、今後も現状の排出方法を継続します。なお、リサイクル可能な充電式乾電池については、小型家電同様、公共施設への回収ボックスの設置を検討します。 本計画の見直しにおいて、本施策(公共施設での実施)の効果検証を行い、当該検証結果を踏まえ、検討します。	新規	③小型家電及び乾電池回収ボックスの設置	54
18 持ち込みごみの展開調査の実施(分別促進事業)		◎				拡充	④ごみの展開検査の実施	54
19 持ち込みごみ予約制の実施	○					継続	⑬持ち込みごみ予約制の実施	61
20 適正な料金体系の検討	○					継続	⑭適正な料金体系の検討	61
21 分別区分の見直しの検討			◎			継続	⑮分別区分の見直しの検討	61
22 中間処理施設の適切な運営方針の検討	○			・【継続】ではなく【新規】では。	現在施設の適切な運営方針の検討を行っており、今後も引き続き実施します。「目標値を達成するための方策」項目としては削除します。	—	—	—
その他				①ごみ袋の有料化。市の指定袋にし、指定袋でないとは排出できないルールにする。袋には町名と名前を記載する。 ②落葉の堆肥化も推進すべきである。 ③焼却工場再建の時は発電等考えるべきではないか。	有料化については、本計画における施策を優先的に実施し、ごみの減量化・再資源化の効果検証を行い、当該検証結果を踏まえた上で、有料化の可否も含め検討します。 指定袋についても有料化と同様の取扱とします。なお、ごみ袋への名前等の記載はプライバシー等に配慮し実施する予定はありません。 落葉、雑草、剪定枝等と生ごみを混ぜ合わせることによる堆肥化により、ごみの減量化が期待できると考えます。 現在、環境処理センター内での給湯に熱回収(サーマルリサイクル)を行っておりますが、焼却施設の建替時には発電等の熱回収(サーマルリサイクル)についても検討します。	拡充	⑤ごみ処理に関する情報の提供	56
						継続	⑯処理センターにおける適正処理の実施	61